

グリーン調達ガイドライン（製品・副資材）

ver. 1.0

1. 目的

リョーサン菱洋グループ（リョーサン菱洋株式会社およびその子会社）は、「お客様のニーズにお応えし社会に必要とされる企業となる」のグループビジョンに基づき、自らの果たすべき企業の社会的責任について、様々な取り組みを進めてまいります。

製品及び副資材に含有する化学物質の中には、環境汚染を引き起こし人体や生態系に有害な影響を及ぼす化学物質もありますので、持続可能な社会を実現するために、リョーサン菱洋グループはガイドラインを設けたグリーン調達を推進致します。

本ガイドラインでは、リョーサン菱洋グループがグリーン調達を推進する上で最も重要な要素となる、サプライチェーン上流に位置する仕入先様及びアウトソース先様への具体的な要求事項について示しております。リョーサン菱洋グループとしましては、グリーン調達の仕組みを構築し、関連する法規制への対応を含め適切な管理と運用が行われている仕入先様及びアウトソース先様との取引を優先させて頂く方針であり、仕組みが未構築または管理運用に不備不足のある仕入先様及びアウトソース先様におかれましては、本ガイドラインの主旨及び内容のご理解と順守に向けたお取り組みをお願い致します。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、リョーサン菱洋グループの全ての仕入先様及び全てのアウトソース先様に適用し、これら仕入先様及びアウトソース先様から調達する。

以下（１）（２）に該当する全ての製品及び全ての副資材に適用致します。

- （１）仕入先様から販売を目的に調達する製品及び附属品（付加されている副資材を含む）
- （２）アウトソース先様においてリョーサン菱洋グループが販売する製品に付加される副資材

※副資材とは、仕入先様及びアウトソース先様にて、製品の保護や識別を目的として使用する包装材料の事を指します。

例：トレイ・マガジンスティック・リール・ストッパ・輪ゴム・湿度インジケータ シリカゲル・木枠・ダンボール・緩衝材・粘着テープ・結束バンド・マーカーインク ラベル・納品書 など

3. 選定要件と要求事項

リョーサン菱洋グループは、グリーン調達を推進するにあたり、以下（１）（２）（３）に示す３つの観点から取り扱う製品及び副資材を選定し、またこれらを要求事項としております。

（１）仕入先様及びアウトソース先様における化学物質の管理体制の構築と対応状況
取引内容によって、以下必要な対応を個別にお願いする場合がございます。

① 製品含有化学物質管理体制の構築

物品に含有される化学物質を把握・管理するシステムの構築、製品含有化学物質管理の実施項目については、本ガイドラインと含有化学物質管理基準書を参照
CMP コンソーシアム (<https://cmp-consortium.com/>) 参照

② 関連する化学物質に関する各種法規制（RoHS 指令（2011/65/EU+EU 2015/863）、REACH 規則など）の順守

③ リョーサン菱洋グループ及びリョーサン菱洋グループのお客様が独自に定めるガイドライン等の要求事項への順守

④ リョーサン菱洋グループ及びリョーサン菱洋グループのお客様にて実施される、化学物質の管理体制の構築と対応状況に関する調査、もしくは監査への対応

⑤ 必要に応じたリョーサン菱洋グループとの品質・環境に関する協定書等の締結

⑥ 化学物質に関する自社管理基準の制定と貴社の上流サプライヤーへの順守要請

⑦ 貴社の上流サプライヤーへの定期的な化学物質の管理体制の調査、もしくは監査の実施

⑧ 貴社の上流サプライヤーへ情報（お客様要求等）を伝達する仕組みの構築

⑨ グリーン調達同意書の提出*品質管理状況調査票「グリーン調達」欄への協力○でも可

（２）製品及び副資材における化学物質の含有状況と管理状態

調達する製品及び副資材によって、以下必要な対応を個別にお願いする場合がございます。

① リョーサン菱洋グループ及びリョーサン菱洋グループのお客様が独自に定める化学物質に関する管理基準の順守

② 貴社の製品及び副資材に含有する化学物質情報の管理、及びリョーサン菱洋グループへの情報開示

③ 各種証明書（不含有証明等）の発行、情報伝達標準スキーム（chemSHERPA 等）の作成（作成可能な場合）、測定データ（ICP 分析など）の提出及びリョーサン菱洋グループのお客様の個別調査への回答

④ 製造履歴情報の管理、及び必要に応じたリョーサン菱洋グループへの情報開示

⑤ 含有する化学物質が変更される場合等 4M 変更の事前連絡

4M 変更：生産場所（Manufactory）、機械（Machine）、材料（Material）、仕様・方法（Method）に関する変更

※ 4M 変更に関して事故が発生し、お客様に影響が出る可能性がある場合には、24 時間以内に連絡するように努めてください。

(3) 環境保全活動に関する要求

リョーサン菱洋グループの環境方針を理解し、以下のいずれかを満足するようお願いします。

- ① ISO14001 などの環境マネジメントシステムの外部認証を取得していること。
- ② ISO14001 などの外部認証の取得を推進中であること。
- ③ 以下の取り組みを自主的に行っていること。
 - ・ 環境保全活動の企業理念・方針を有し、全従業員に周知させるとともに、要求があれば開示できること。
 - ・ 環境保全活動を推進する組織および計画を有すること。
 - ・ 環境側面を評価・管理する仕組みを有すること。
 - ・ 従業員に対し環境保全に関する教育・啓発を行っていること。
 - ・ 環境関連法規を遵守していること。
 - ・ 環境負荷物質を把握し、その削減に取り組んでいること。

4. 含有化学物質管理基準

リョーサン菱洋グループが独自に定める含有化学物質の管理基準は、別紙「含有化学物質管理基準書」を参照願います。

5. 制定・改訂履歴

日付	版	改訂内容	作成	承認
----	---	------	----	----

2026年4月1日	NT06-V01	初版制定	嶋津 忠明（作成）	高岸 裕之（承認）
-----------	----------	------	-----------	-----------